



西籍概論

三

文学
16
62

□ 13
3082
3



門 口 18
號 3082
卷 3

西籍概論講本三之卷

俗の漢學者ともやうに事の跡とハ首も致はす
只かひの書物以上の空論空理乃と多道と心得
真の道の活物なる事と辨へてふんそと云と唐虞
三代の他の先生は道とのとそとや何てハふか
思へハ四書五經たの十三經乃と凡て周代に書
き記しふる書と規則と致して世を誹り道多論す
事ふこと彼乃後漢の司馬と去者儒生俗
士豈時務を知らんや時務を去るハ俊傑に有と申し



多る通り實に迂遠ふるとはるて去て居は物てム
夫ハ儒者の御國と詐了身一ハ言ふさに周ハ代に
定め多る所の同姓不相娶と云事多則と致し源氏
源氏と婚姻を結むと藤原氏ハ同く藤原氏と縁組
以致すべし事てらふと申して是とハ交つてやり
はとく云ひ又大方腐儒者らも申事多其内
太宰彌右衛門純也云者腐儒者の多れ中にも佛者
の謂ゆる獅子身中の虫やも云ふべし奴て少りも
孔子乃心と心とを事なく世に御國に現了く云
者の多る成たはハ大り此奴り黨よ了始つて

ム其著しある辨道書と云物不例の如く此同姓相
婚とめると云ひ出し日本ハ禮義也云事無りし
故ハ神代より人皇四十代乃頃迄天子も兄弟叔姪
夫婦小なり多は候其間ハ異國と通路して中華
乃聖人乃道此國に行きて天下の萬事皆中華を
學ひ候夫と云此國ハ人禮義と知り人倫此道に覺
悟して禽獸の行はぬは也今の世ハ賤しき輩は
ても禮義と云む者を見てハ畜類乃如人思は候
ハ番人の教の及へはにて候と申ふは是ハ大宰
純計ても云はしるての腐儒者ハ常談て御

閑子賤しいやし免云事此第一のいひをきて今
ほても御國の學問とてふといふ輩々各々是子辨
せんといふ致しこれ共其輩もたわぬは彼れ諸
越の國の教へともしと思ふ漢意を免り色ぬ入く
まやよ依而是と快く辨しよ事々無義故に彼の
くさき儒者輩々子慕にて此事を言る既ふ此太
宰純ら是以言つよめ辨道書計りてふ外に顯せ
る聖學問答又い親族正名ふとと申せ書ふもう
さら言痛れ程ふいひ立て古への天皇の御しハ
とかしこくも恐き多らも禽獸の行ひしや杯と忌

傳々事もふと誦て奉つてなると是く西我國の昨
日何つて今日そふた世々の王どもの事彼彼國の
者儒者も何くれさへはりはるる子よた事と聞
ふれての事てあらから皇朝の御事へ天地の畜し
免らり今に無窮に御傳授て遊して此地球不
あもとある國小類ひふくはしはせとう乃か羅國
は系統定はらききのふハ耕し泥垢ふと済しよ男
ても今日ハ王やふれハ天子とてのほやう不賤！
此王ともや等し並小思ひ奉つるや云ふハ余りと
いハ物あらぬと者のためさてハ此頃もた乃

ら門前の日毎小佛と念しほりし食坊まら何ら
丹子やうの物なるとも大きき声として讀みけ
り行くときけり人皇何十代何某天皇の雨の罪
小くつて無間地極へ失しとひも牛馬頭は手に
有てて罪に行ハれし杯と女はて更に憚りもなく
呼はせ行くに覺ゆす總身に汗と流し耳は覆いた
事此より是らハ出家のてて既に其道にも人非人
とはへ去程乃事故う様の事ふといはる采れ一摘
も多人もひハ小や成らん身の上しや小依而赦は
りり方もあれと孔子の教へ多弘むるとり云て駿

人者のいや或已う匹夫の身とも顧み見せ已う生
きてをり國にたつちも此御國の米は喰はて居るか
ら此御國の大君なしもう様小言て奉ると云ハ其
教への據やとる孔子は本意とハ甚く違はて居ぬ
とてム夫へ論語小有るとしや魯の照公と云ハ
り周公且り子孫て則ち孔子乃とる國の君ぬ
所か同姓の呉と去國の女は娶つてムこりや周
の代に同姓を娶らとや去小定免乃ある所にか様
の事て其代の禮に違はて居はと故有る人か此事
字孔子か何と挨拶せると思はく何事なく昭公

禮は知ることやと問ふに處り孔子の答に禮を
知りといふ事多し其時彼の問ふ事外へ出て
孔子ハも乃多知らぬ人しやといはれんと云て
孔子ハ彼の昭公ハ同姓ぬ呉の國と縁組し
事ハ其代乃禮違つてと云ふと云事は承知して
自から人々問ふハとて我の居る國に君乃事と
と知らぬし終いひ兼て自から物知らずと云ハ
ても君乃ひら事と人に云ぬと乃意て右に通
ふはれり云て答へる者てハ論語に有りは
めは此通り譬へ惡し事有はても其國の君のと

多いはハと云り孔子ハ本意しやもれこくらと何
も心得ぬは又礼記の文ル居其邦不訛其大
夫やあけて君ハ叔を其國の政に人々は
に訛と云ふと云は定知しや者といはれり儒者の
心得ハ既に孔子も惡居下流訛上者と言て俗乃
儒者共のやみ下としてト訛ハハ云はれ憎
む者て云らやうハ已ら常言ハ騷々諸越の書
經と云ふ者の中ル甲乙有は事多辨へぬと言ふハ
俗に言ふ論語讀の論語知らぬや言ふハ直に儒者
の事てハ叔御國の古ハ同姓は元より叔姪と構

を婚せられたは事子儒者や禽獸の行はとて
訕ふ事ハ何字據として言ふと云れりかの田武
王り第の周公且と云考史ハ同姓娶らると云ふ
事の有ると法として言ふので△近頃市川多門
ヤハつハ儒者や我り翁の書りもこの直日靈と云
ふ書子破ほとして麻賀の比礼と云ふ書と著して例
の如く諸越の教へ成ほふあけて周公且り百世迄
も同姓多娶らるべきにめこの此ハ人鳴と畜生鳴乃
界に銅柱子立たると同じ事て御國の後世も同
姓婚せらる事忌むやうふふはハ儒學ハ功乃

著し成しや杯と云て曰く御國以賤し失く△夫
を我り翁り又と葛花と云ふ書成頭して此小所に
辨しられまし女か今ハ其趣や猶又篤胤り辨とも
添て辨しやうれいハ先漢らすきり輩り御國と強
て賤し免んやじふ何と云と古へ兄弟り婚し
と云と成いひ立て鳥獸乃ふるはかそと誇と御
國の事とたもと學ふ物識人も是れも實不快や
らぬとて御國の何れも事去やと思はてかに兼に
いひ紛れら免し今とけふり是多辨しと者
ふハ乃身彼の諸越の教へ周公且り坐頭らの定と

急度致しむる當然の道理の様
に思ひをけんと居
はかされしとてちを諸六しの教へ
小詣ふ心々有る
に依て乃事てム若彼の國の教へ
小詣ふ心々有る
ハ彼國の史々と違はて居ハ
として何事も有る由せ
うろ抑御國ハ神代の昔より
兄弟に引引と云と引
引と云ふ此差別ありありて
其引引と云ハ同母兄弟
の事て是ハ殊尔親しく又引引
と申セハ異母兄弟
の事て其同母兄弟の様てハ
よく甚く疎く敷く
らいに大凡小差別乃有は
事てム其同母兄弟ハ
親し死故ハ古ハホくとりし
こホ妻と以つて居

つとる者て夫ハ譬ハ大穴牟遲神様ハ出雲國に
御本妻たる須勢理姫命の坐しはせり上に因播國
の八上姫へも御通ひ遊ハし又今の越前越後ハ古
へハ一國てこしの國ヤハひはし
る其越しの國
ルも沼河姫と申て太穴牟遲神の御通ひ遊ハし
る姫神あり有はせりや
ア小爰りし亦國子隔てくさ
へあつた事事故其御生
りはれし御子達ハ各々
夫も母親神の許ル御出
れはれて是ハ親しく其父
神ハ形多外にも通ひ給ふ
處り有て夫も御子の
坐しはせりやハ知らては
し坐せ程乃事としや
知は

ため所り異腹の違ふと云ふ依て異腹と申て
引割の兄弟といふとんとハけり違ていは他人と
あて有る者てハこれハ神代はかりてな中ころ
保元平治以前はともさうて述る伊勢物語やハの
物ともてし知もほてハやうハ父ハ彼處やハ
くへ通ひ住て其母と一所には居いと云てん不
ハにハ住て母よてハ親も薄もろつと云者て既ハ
神代の時分にハ親と云ハハにも母の事成て
子ハ名字付はから育るら一切のせも子や以る
行末と見立はも皆ハふらろの志ハ者てハ是ハ真

乃ト實人情に上てもけりいふハ成らん事て夫
ハ父と母とて此此身ハ出来もハ南々ら其父と
母とて此骸乃出来者てハ云事とてハ余程智
恵の支自も子も存らへる程にもふら居ハ知れぬ
事ハハ現在又生出し其乳と飲其懐て育ら
上めらら爰て父よりハ親しくいふハ南々らん事
ハ是ハ自然の人情て御國乃古也計ててなく万国
同し事ハハ天竺杯も母字父とてハ殊ハ親しく既
ハ釋迦も佛經乃上ててハ父淨飯王よりハ母
の摩耶夫人の方より親しくいふ事てハ又ハ此と

てもろうてあはれ故に其過は多嬌んを為に父
より八遙に女は落して賤し記者云と云ふ理屈
と云しらら示し敬へぬもれて母は畠て父り
種子北流すと云事とらりしを思はるくふ
と云も是は元諸越の古へはらし人の云出し
事て自然の人情に背あてとらら真乃理屈て
ハちハホヤや矯りて却て狂いと云ふもの誠
の道不のふへ親ある者の云へ事てハないて
ハ序しや爾依多御は自し申せり是ハ朝鮮の南秋
江と云ふ者ハ鬼伸論といふ書不有と云はする季子

や申を學者に有俗者り問ふて既に人於母有連骨
肉乎や問ふれば季子云に子見五穀宇土にり
急て生長也其枝節根葉皆種に出て一も土に
属す者なし種ハ父也土者母也此故に先王乃制
同姓の親百世不婚して母族ハ親ふし夫母ハ功父
也同々して骨肉と連祚をて答へふ所其者歸
休て其母云ふハ昨日季子不聞て母我に恩徳を
しと云て夫追ハ孝行ふしと者りさやういさるて
後母に便へはととらりるにふつと甲也事か
所りはそり莫土のそかしらふ多人ハハ類ひり

有て其内母の身は、此は事採ハ入の事とて、眞の
道ともおとひふと思ふ者ハ死くはへいやうとて
△抑父と母とハ同じ並ぶ重なり者も、やに依て父母
共小同じ兄弟と父計でり同く、て母の異なる兄弟
とハ此のつらら親疎の差別、うけりや叶ひんて
△諸越乃國てハ右の同母と異母との差別と立屯
皆兄弟とてとほて△抑御國の古ハ其同母兄
弟と右申と通ずる事ハ、母此もと亦有て親しむは
もれハ所ハ是は決て相婚せぬ事、然る異母兄弟ハ
右申と成て云へく知らぬ中といふ事、乃事て天

皇多始々奉り大方世の常に致して今の京も亦は
てのふれは、はても總ふ忌む事、南く但し貴死賤し
き隔ハ羨はしと有て自ら乱れふんぬ者、△此兄
弟の婚せ、もとも忌て異母兄弟は忌ぬのも我皇御
祖神の御立置遊を、しと道しやに依る後世の元
夫乃小智字ふり、はてやかく議り去へ、或事て事南
以て△同母兄弟ハ、せ此も亦ハ皇御祖神の御史免
かられたは、事故もしひは、はと此御定に背たり、か
有し神れ、此ひ志△其印と御見せられと物て△
夫も日本紀允恭天皇ハ二十四年、夏六月御膳養の

汗凝以作氷天皇異之卜其所由卜者曰有内乱蓋親
々相刺子時有人曰木梨輕太子舒同母妹輕大娘皇
女因以推問焉辭既實也と見へ又古事記と按て
卜其太子此時の御不義多憎々奉法て允恭天皇
の崩御可ぞして後群臣百官此太子不背に奉法
て允穗皇子と申へ從ふ奉て終に輕太子子伊豫國
へ放ち奉法と程へとて此一事と考へても上古
よりかよふ同女兄弟の誓子いみじきとも又神の
嚴し御戒免はる事とも知はるゝいひてはるく
の如くおとしを驗はさへお御見せはれは物へ

△然ほに儒者々こゝらの記を辨へもいふは屯御
國の古へと畜生島の行ひなりふと申へ皇御祖神
たももく々て奉らも何と據に申を事々更ふ其據
の形い事で只諸越周代乃同姓不娶乃定然と則
ち致して云のみの事て△此定然と天地自然の公
道の如く心得せし人も又とふさ様小思ふてと
事ふれ共夫ハ彼の國乃は白めに諂ふさ物て△
同姓不娶と云ハ彼國にて周の代の私の法に免
にふるは元よ必然るへ此道理ハ更ふる事
て△若禽獸の行ひに似ふはと嫌ふと云時と夜ハ

寝て朝ハ早ム起るも禽獸と同じ事しややいにて
朝寢を了りたり語りたり子多憐む事も禽獸乃行し
やといつて憐はせして置くへ支漢國にハ貴賤
き差別なム定むる君もかゝる其時々亦強
者ハ君とあり又ハいやし者乃女とも王の妻も
も王乃女はも賤夫ハ嫁す了類統て上下別り
い是等ハ亦ハ殊に畜生鳩乃ありははとも云
或事しや其惡風俗とハ云ひも出さるゝ同姓
婚せりて成乃み女ひ立るハ甚しくくさくさ
事てム諺ハ一寸ハとゆとも我一尺ハムへ

や言ふ 儒者共の事てム又百世成経ても同姓
乃婚ハ少るはゆと云ふ定めハ周公且かは
と以て始矣 是もハ漢國亦て周の代ハ私事
てム殷以前に此史ありつゝにをけて舜も堯も
女子娶はるゝム堯ハ顓頊の孫て舜も顓頊の五世
の孫かれハ同姓あり中亦も近親族にあつても
のてム然めハ周公且ハ銅柱多立添はるハ後の世
の人亦已り功多を失して堯舜に勝れずといハれ
ん為り又國乃風俗の猥々ハしかつたにをけてさ
り嚴く禁免するもし己ハ功成示を為てもるを

は、國風の乱やうハしくはなてもあけうや堯舜
夏殷の代の定れはくふれいひもて何の害もふい
てくふひし又同姓皆をうか實に僻事らうハ堯舜
ハ何として是を忌かんやそ何をにあても此銅柱の
心得ぬてくふし又述や親族ても姓ハ異もを
とたへくらしうらぬと、ハく兄弟ても異か
姓を稱する時ハくらしうらぬふや抑同姓異姓事
御國々殊に先祖の系統と正をふらひては牙後世
民間に至してハくらしうらぬ五世十世の先とはへ知
らぬ者り多てくふまして系統とさの正はぬ漢

國々ハ後世民に於て人毎に數十世ハ先子よく知
る別法ハ或様うふハ只當時尔稱を了處の姓乃父
字と以て別つたり外ハかのをしや小夫も數十世
と經る間ふハ或ハ異姓を混して同姓ふたり或ハ
同姓も合れて異姓になり杯をう類多ハ或ハ又稱
する文字ハ同じけれ共本もて異姓成めも有て又
稱する所ハ違つて居ても實ハ同姓成りありの様
に様々の紛ともあれハ實ハ姓の異同も何所以て
とを辨つ知られうやとひふはくく小男女の内
一方にとも其先子知していても一方ハ知らぬ時

ハハと傳へ事て公然に之く當時稱れり處子の
み守て其異同を定むるなら或へ實に異姓であ
りとも知せして徒らに是を避る或へはと思の外
近き先祖は同姓でなれども知ずして婚せり
こゝにひ杯多かほへをて又右の類は給れまて
何れ待て即ち周公且り已か子孫乃魯の昭公は同
姓乃吳の女を婚しぬて魯の禮義正しれ國しや
と云はれしきへらくの通りて又齊乃襄公は妹
の魯の桓公を妻てあはれし通しぬて是ハ殊る
兄弟れぬるも南をへん妻てけへつた上へに

刺へ其事に依て其夫桓公を殺しては是ら
ハ近き周乃代乃内おて諸侯さへく様に有らふれ
る民間へは去て思ひやるへ死事てハ猶夫をり後
くもかきりの類甚く澤山不有とて公然に彼周
公且り銅柱も是何の益をもぬ徒ら事てハ儒
者ハかやりの所と辨へも致しき只猥りにかたを
らる死事やけと思はて居るも例の能書成信を
古物て突ち事てハ又御國以後世兄弟の習忌
事に此つとると儒學乃大功うはとて居る
もかかしをて若百世と經ても同姓ハ習せぬ習

ひにかゝる自らいけりてに云へば事ある共ハは
り小兄弟とのみ忌て従父兄弟々ら外ハ少しも憚
めと云ふは是と彼の周公且り定免にて見れハ
百分の一アルも思らぬ事ふるとりぐう小とくしく
ハばて成ゆハ譬へは毎日百文に錢多はうけ
とひひはけははふ其子諺ふ一文はくはうけ
ハ父れ仰の通りに錢はうけとて云はて手扱
くはしと誇ると同じ事てム父ハ是ハ聞てよしと
いひゆせうり彼孟軻と云ふ男身五十歩にして百
歩と笑ふ字さへ取らふんふ不是も調度九十九歩

にして百歩を笑ふ類ひてム然る以後世には彼れ
漢國の定免多しはくハ計守るやうにて異母なる
字も兄弟と云て婚せぬ事に定免と云れ今世に
して夫を犯すは悪けと古ハハ古へ乃はははり
かもん異國の制ハ規として云ふ事てハ云いて
ハ儒者共も此事をよく考へわとして古へは古へ
の事として恐多之も西戎國乃中古より此制を以
てとら云ふ事ハ云いてム又今の世は今の御
制度とり云ふ事ハ云いて犯をばしとり云ふハ是
てム○ばて免辭り受禪伊ヤリ輔佐湯武ハ改伐の

世々い毒と流し害となつた事と次は小申のハ
この間申如く周のいつち末の王であつたため報王
り秦の昭王不降参致して後ふはその頃乃諸侯中
もりのいへゆは六國各々相戦は國土と争つてた
はいたる間々三十五年國にハ王はしか者も於之其
存是を秦不亡かされて終る秦の代と云ふ成る
てふ其始めて天子や名衆さるハ王の名を嬴政と
申てこれハ其父より莊襄王と云ふ名を太子楚と
云ふましまかいたまふ太子不立は前ハ趙と云ふ國
へ人質小往てたはあつた時呂不韋や云ふ大賈人の

金持ハ已れ女子姓はし其はらと女ハ莊襄王不
送ふ其生つた子ハ即此嬴政と申王で實は呂不韋
り子てふのけて呂不韋ハ大金持の事故金六百斤
と子楚の番賣して字ハ孝やもにとらせてひぢり
に子楚子逃出させ秦に國へ歸らし免はぬ秦昭王
ハ右なる華陽夫人と云ふ手子入れてこの子楚と
太子に立了やりふとり存へ位と繼し此こと字莊
襄王といふふてふらくて莊襄王の位を繼てハけ
しは免政ハ其跡は成と成る順て太子に立ると呂
不韋ハ右の功に依る丞相と云て則大臣の位と取

つよてムけて富家しや亦依て食客三千人を置夫
らに聞る事とも書誥て者ハしハ書ハ今傳ハ
る呂覽又呂氏春秋の二書てム○叔莊襄王子楚の
死てらら被れ改り其迹のついで謂ハは秦乃始皇
と云ふハ是てム是ハ代ハ右云如ム六國の諸侯共
と盡く討亡して國と一統して夫またハ封建と云
てらの齊國しやの魏國しやハ楚國しや乃と云て
おはゆ諸侯ども各々國々と持て皇國の大各
方のやうて有たは皆討亡して郡縣と云にして
盡く秦乃物と云し代官やらの人多くり置て其

上で物多皆取立ふとに為出しとてム夫とて以來
今の清朝ハ至ははる其制ハ変せりてム是ハ
皇國に於ても天智天皇の思召立せられて此御代
はてハ神代とりの儘に諸國に國造と云り有てと
んと周れ代はての封建制と同じ事てはばと
と此始皇ハ始ゆる郡縣の制と云ふ自はれと
謗ハ五百年計ハ程に漸く頽て保元平治元暦文
治乃おともて天下諸國の有さはる又舊規ハとち
かへて自ら又上代乃形ハかて取つとム○叔政
と位に即て二十六年ハ臣等字集て云やると六國

此王咸之其辜に伏して國中大不定にしてこれを名号
 と更だ成功以稱して後世不傳へんと思ふに
 て其帝号はかに改めん評議せむといはるる
 不承相李斯や大者定めて古々昔し五帝も地方
 千里計であらてハ服せむ諸侯も或は朝し或ハ朝
 せぬ杯有て制もは事あむハ後程の事にして今
 陛下海内を平定して郡縣とし法令一統に由り
 上古とて似来今も嘗てあらず五帝の及ハばる處
 是尔因て議せんと云て評議しむてハ以りふも爰
 に李斯等ハのほしる如く五帝三王のとり世不ハ

國土々あらばる國々を歸服はしむ様不儒者共ハ
 言て居り其治めてたつる處ハ九洲と云て謂ハ
 了中國不所了州は九法すへもちて其餘ハ服せは
 事あたハを此秦國ハ西不所了大國又吳國楚國杯
 ハ東はあり大國は猶南にも北にも其中國不徒ハ
 ぬ國も有て彼五帝三王のとり世はハやうく加
 羅中と三分して其一と有ちたつ位のとてハか
 く秦國や吳國楚國のりハ親しハ服従せはに依て
 春秋にも是等の國々を周に貢ても贈儀不諸侯
 の所しらひ不記し然らぬとりハ夷狄ハあしハ

み記しと物てん處と秦の始皇く其夷狄の國のり
起て彼の五帝三王よりあはしてたつる東西
南北の蛮夷より入る國くらへに馬蹄の至は所
身従へさか其臣等より始皇の徳多稱して五帝より
まはつていふと云はたハ尤ふ事てん是に付て謝
肇淵の五雜俎天部に愉快なる論りあるより各々
見らるるよりあいてハ○扱右の如く評議の上
自ら其徳三皇五帝よりも勝てとめと云は義と以て
三皇の皇の字と皇帝の帝と云と取合せて皇帝と
云号と始てよて其初の皇帝と云は義より以て始皇

帝といふ兼よものて後世ハ世々の王とも号子
何皇帝と云ふものは是よりはしはつる事よ又命
の制と云ひ令多詔と云天子自ら稱して朕と云
ふと字はしを種々の史とあて又此前周乃世に
ハ代り替へハるの先の王乃行所以て謚号を附あ
て譬へハ西伯昌ハ天地と経緯たの徳あると
云よて文王と謚しゆハ殷乃王辛ハ残義損善と
云よの義て紂王と謚すふんと彼周公且と云へ
了さかしら人ハ定次て置る處ハ始皇は是字止
て其去へは言ハ太古にハ謚と云ふ事より云に

中古より死して後その行ひともして謚とけられたる事
是ハ子とて父に議し臣として君と議せしめ
にありしかる朕ハ取らせ今より以來謚せしむると
止て朕子始皇帝しかし後乃世継字ハ二世三世と
女て千萬也に至る是ハ無窮れ法とせよとさし先
とてムこれら亦や小面白く見解てム尤周公且り
亦の謚法字制つとのハその謚ハ善惡亦を以て後
世にはちてあし其事ハをばいと亦上誠の爲とて
致しある事しやら亦とハ吾友石原正明り云つる
言々其行迹亦正しムとららぬ事りあはれとて父

の多矣あし死謚成たる事ハ悉く難記事てうけ
孔子此語にも子ハ父の爲に隱せと云へる事も
り又行迹亦はいて謚せるとハ云へると其子孫の受
けしむるハ是る者にもと其名と送りば亦祚と昔
をち小傳へたりはハを亦行成あるも惡き謚成た
ムは事もあるから何も勸誡にあらざる無用の詐
此でといはれりハるをばとてムはと御國に於て
上代亦謚多奉つる事ハ別に説けあはるとてム何
にしてと始皇帝英断乃てム○はて此始皇か
し免ふるととも亦善く先代にうけはる何事も一

此は之けり我の事を尊く事定めらば其いふ
ふと云ふ不泰も右へ入るこやく周乃代に其夫を
と立てりらゆる諸候ともく皆のやし免凶中の民
も泰とは餘の諸候共とひとしく見ぬやうふれは
ふめ處り國が強くてゆく諸越中多切しとくは
あうら王とれはても國中の者共の賤人事を察
して何もうも尊けにしふして其威威を失しぬ
るものてム是は今乃俗ふも思ひ合さるることと
かム本乃賤に者やう経上てもよはと本とて尊
れたるいは殊更不高ふはもれしやう夫と同じ記

てムまして是より後の世々の王とも別して高
ふわり強くなは夫とくの國世々の史と見て其は
は字知るうといてム〇うくて種々新法を立とる
不依て其世に儒者やも盡生諄于越杯云者とも例
の太はちやくれか聖人理屈を去て始皇りしはま
と誹謗をよるよて事起てくかく儒生等が當時と
訛るハ詩書百家の書ともう世に傳へるうらのと
しやと去て泰は國の記録と醫藥の書卜筮の書種
樹の書計り遺して是は焼くせ古と以て今と非や
する者な族せんと云ひふれたる所々猶彼是は儒

者共り有故ていつひ四百六十余人を捕へて盡く
生ふから既小埋てしはふぬてム斯く行ひはぬり
にしても異逆の事てハ何ゆか實ハ故ありて其
しはほろわかしいてム彼川柳点に秦は儒者命ふ
るやふと穴ていひと女ハ此事よりいひも儒
も死らへ天罰を哉命をぬり自のしふてハ之を
もの故命なりけりと泣死わぬいさて所らふてム
今とてもとム腐儒者と云者ハ當時はてしり國
を害ふふと成いひ騷ふて憎む者しやうあハ色は
様乃國を害ふ腐儒者と神の道とそてなふ法師共

と俗の執儒ともをへ始皇子とのんて埋殺して賞
ひふい物てム扱此時始皇のから書字焼く儒と坑
に埋ふはいつる多後世儒者らう何とと云と始皇
らめらゆり書ひ悉くや成盡しむは様に云字然ら
せとて千百年眼や云書論へは阪文り尤ふる事
てム夫ハ始皇之始非不好士亦未嘗惡書云々其焚
書之令以淳干越議封建をよむハ儒者と坑ふり火
たのハ盧生り輩其世のとと議しふるによはて實
は激して云いふと夫ハいりふと云に此時陸賈鄰
食其ら輩ハと南秦乃代の儒者て漢小仕へ又陳勝

書云ふり起すことと云ふ秦二世皇帝が博士儒生と
召てその故以問ふれば春秋乃義と引て對てぬ
る者三千餘人有たとあるに此の秦乃時にりつて
儒生と經學とを用ふることと云ふてへふを又後
に叔孫通と云ふ儒者を漢に降はると云ふ弟子百
余人を法もてあつことと云ふ事と云ふ儒者と書籍
に皆廢て去らふことと云ふこと然る後世古書も
明ららざる所のあることと云ふ秦火くことと云て始
皇の世にせざる古書の闕てわりの本をりり
けて有る乃しやと云ふ細りに論して有る尤ら

子てちんふんれらへて焚ふ乃てハれしてム○此
て始皇其三十七年と云年に死ふ其死ぬ時に嫡
子扶蘇と云ふ遺言以書と殘を次位とにせ
んとしぬふ其臣李斯趙高杯云ふ輩り謀て扶蘇
を死す賜ふとの遺言ふると偽て是を殺し其弟の
胡亥と云ふを立て是は二世皇帝と云ふ是か代に
ふけて陽城と云ふ處の農夫陳涉と云ふ字始と
して其餘にも謀及人夥しと起て中ふも楚と云ふ
國なり項羽と云ふの起り又沛と云ふ地の泗上の亭
の長と云て御國ていハふられへ田舎氏名主と云ふ

者も劉邦といふも乃も謀及と此にし兩人相謀て
六國の時分の楚國の子孫ともて立ふ是は義
帝を稱し是も仕へて各々秦を攻て仇はふ所か
秦にハ被趙高々丞相の位を以て逆威を振ら王ハ
あれやも無支ろ如く小致し是身彼俗にも人れ知
てたる鹿多さして馬しやく去て其威勢多を免し
見よ了男てんかて此者終る其君二世皇帝胡亥
に位にけりて三年目に殺してろの由へに亦あ
しぬ了扶蘇か子の子嬰と去て立て王を致し此
と三世皇帝とハ云ふてんこと乃王に位にけり

謀て趙高を捕り車裂に刑を行ひ王にふつよ其
四十六日目ハ彼劉邦ハ秦の都を攻入りり三世
皇帝子嬰ハ降参る出さる時に追ふる項羽な
も子嬰及び其眷属を殺して秦子を亡してし
まふさうら始皇帝ハ國中を一統して王となすハ
つか三代十五年よりてハ継ぐかんとてん是も御
國てハ孝元天皇ハ御代九年にあぬる年のとてん
○々て劉邦と項羽とハ秦をこして後その中
ろしからすやのうちに項羽ハ自立して王と稱し
て乃王義帝を殺したてんこと劉邦もは漢王

と稱し互に國王と相らん事と争つと此間か三年
て其四年目に漢王劉邦ハ此ハ不項羽と七して國
中字一統致し王となほふてハ漢高祖と云ふハこ
乃劉邦が事て本ハ村の名主て此も後と漢の
代と云ふてハ漢の代と云はれ後にも謀及人の
ゆゑと云ふ高祖劉邦の次と惠帝と云ふハ王甚
これ柔弱も乃て此は子西の其母呂后則高祖の
妻しやハ大變事也惡婦人て殘忍兇惡ハ爲事云ん
ハらな人其あははしきハハハ嫉妬くらたこ了
事しやハ夫ハ先高祖の死ぬると直ハ其妾戚夫人

と云ふり生れは子乃趙王如意と云ふ子ころし
けて戚夫人の手足を截り眼を剝り出し耳を焼
死瘡藥飲しえて屎壺の中へ入置是以人苑と名付
其の子惠帝ハ常ハ其惡行を諫る子ハははく思ひ
是を見せぬは處ハ惠帝ハ大に泣て諫免と云も是
ハ叶ハぬや心得る位と去る心小ハ李日夜淫樂ハ
耽わ病ハ發しよてハ又此惠帝ハ腹替りの兄齊王
劉肥と云者と惠帝ハ敬ふとて危ハ有し酒小毒
といれて夫ハ殺けんと云たは時に惠帝ハ其事を
云て自合ら其酒を呑んやし女ハ呂后ハ驚いて

其怒りたけしめて、たてて齊王劉肥に恐れ、國
へ逃歸めり。様の事共、氣小して、惠帝はとんと死
んだ所り。呂后ハ聊り泣もせふん、と云て、
て我の親族呂氏の子は、惠帝の才也や、詐つて、其
母子殺し、位につかひ、所りやく長して、其事成し
り。呂后も恨むは言といつ、よよは、後の害を恐
る。是を殺し、又呂氏乃子を取て、位につけ、
是に依て、呂后ハ一族我儘多働くと、女小計り、
又趙王劉友と云もの、是も高祖の子て、呂后ハ一族
乃女と妻にして、たつ、此ハ外乃女を愛して、其

妻とて、さし、愛せ、らん、は故、是と嫉て、呂后に、謗
言し、る、所ハ、則國から、召て、せて、捕へ、置食と、與へ
んて、殺し、又梁王劉恢と云者、其愛妾と、た、り、様
乃、説て、殺し、又燕王劉建と云、子ハ、殺し、て、
斯て、八年と云、ふ、年乃、三月、夜として、還る、道に、於て、
蒼死犬のや、う、な、物、呂后ハ、掖に、據て、あ、め、と、見、
忽然として、見、忽、ふ、く、う、つ、は、故、是、子、占、か、し、
ハ、彼、乃、趙王如意、を、崇、て、と、為、す、の、し、や、と、云、呂后ハ、
是、より、病、は、て、掖、子、痛、う、と、ん、と、是、て、死、ん、
ム、實に、け、し、から、ぬ、女、ハ、の、韓信、と、多、始、先、多、ム

の功臣漢もこの女が殺してとてとから女の性也
去もれハ嫉妬の深きもれをやらす是にして御
國尔ハハ様の女のおほき事ハおほた見聞不及ひ
ませんハ諸越小をいくらくもる々此呂后より
ふ女は有とてハ夫は五雜俎の人部と云はれら
てとるうをいハてハ死んで後尔諸も乃
漢乃舊臣等々ち奇て呂后の一族とし高祖
二男劉恒と云字立て王と殺し是を文帝と云これ
はりの俗の二十四孝と云も此にも出て漢ハ代て
は名高祖王と云これにつけて千百年来と云り

に去ゆ事は漢文帝節儉身衣弋綈集上書囊為殿帷
可幸慎夫人衣不曳地此三事以人主行之可謂陋矣
然賜鄧通以十數鉅萬又以銅山與之此又何也とい
つてありはるハこれハ尤なる論多のりも々々
め儉約とをめに合せていぞのたりゆふる鄧通小
りやハけ莫大なり賜物もあはぬとてハ此王を
ハ儒者しむるか不むる事さる甚るハ存らる物て
所はぬてハ猶去ハ事はわれともこれハ准へて
知へ或ととりハ諸越ハ賢人と云えはにははく
事多々てうりはいてハ○扱此文帝と九代目

此王多平帝と云尤此九代の間にも種ふる事ハ甚
少くいほも世ハ乱るハしつたものいふ其
平帝の時子王莽と大臣有てりの伊尹周公則と云
聖人とも真似とみとに致し攝政と成て其人と
於てと飾り能人子懐け終り平帝と毒殺し二歳に
かす小兒のしりも平帝ふも甚々血脉の遠れを立
て已ハ後で此皇帝と稱し夫より三年目に被光舜
ら受禪はゆ称以して其を例に引位と奪て真の王
となり其代の号は新といはと云々爰に於て漢の
高祖の國を一旦亡びて云々夫追の代子西漢と申

やて云御國なるハ垂仁天皇の御代とろし先々三十
八年に當は年云々〇叔王莽ハ國王ハ位ハ盗んで
國中ハ從へたると十四五年計有て又謀及人ハ
夥とく起て其内漢乃宗室しやと云々て民間より
劉秀や云者討て出でやんと王莽と討亡し王位ハ
云々是字光武皇帝と云是ハ後漢の代と申をて
云是を御國てハ垂仁天皇の五十四年の事と云云
舜乃受禪伊尹周公且云輔佐と云事乃毒の流れハ
抑と云り始りて王莽ハハ國多取害はと云云依
る是字世々ハ儒者共々賊と云て云々ハ事と云

然也共此王莽計てなす此後も代々乃替り免る悉
く此術を以て王位を奪ひ國を盗んぬ物なり其盜
むにかせざる者といふ賊ともいふ過ては直目の靈
多異國の本を以て主は定はれざるを希はる只人も
忽ち王なる季王もあちほりさく人小もあち七ひ
失せもやめ古きりの風俗自ら扱國を収んと謀り
得とらば了者多ハ賊といひて賤し免憎み取得を
は者然ハ聖人といひて尊と仰ふはりはさハ謂ふ
了聖人もさく賊の爲に多る者不ぞ有けると師
のいふれ多るハ此事ては○はて此光武帝より次り

王ハ明帝と申て是ハ時に佛法が始めて漢土へ渡
はせては是より七代目の質帝と云ハ其臣梁冀と
云者乃爲す毒殺せられ夫より四代目の王の名は
劉辨と云つたハ董卓と云もの又ハ其伊尹が例に
あらはて其位とたろして劉辨の身の劉愷と云と
位ははけ遂に其位の子位はくむくし多るり
司徒王允と云もの謀て呂布と云者に殺らせめて
△○はて劉愷位不即て是河献帝と云ことハ時不
蜀に劉備字玄德吳孫權魏曹操と云分出て三國ふ
わられ其中に曹操と云ハ佞奸謀畧よくましき文

王武王ふもとさくく峇らぬ大賊て獻帝子守立て
挾はる夫字尊ふけに見せれとも實終王位子盜ま
んと致も又吳孫權も國王とらんやして争ふら
中に蜀劉備もりへ忠々し死入て六北ハもと民
間に居て履ゆるりむとろと織て業としてたは
る凶夫ふとも其遠祖ハ前漢の景帝子子の中山
王斬勝と云ふ者の子孫しやや云事てこれ故漢室
乃衰へぬ歎死再興せんやすふ乃志か有て大いに
心勞し其臣にも諸葛亮字孔明又關羽張飛趙雲
との類むやん引く者もたはるふれともはるく

し此事もふく其うちに曹操はるく逆威を逞し
として獻帝と蔑如にして其子曹丕の代にけい
く彼亮舜の受禪の例に以て獻帝にせり位と篡
て程ふく是を殺してて此曹丕の世の号を魏と
去て光武帝より王莽と亡して位にけいして此
より十二代年數り百九十余年續して御國てハ
神功皇后の二十年に當るてん○扱蜀は劉備ハ是
字傳へ聞て則ち漢の宗室のを故其後以てと
にて皇帝と稱し蜀漢と云ハ此劉備の世のてん
爰に於て吳孫權も自皇帝と名乗る是と三國の時

と云て各々我こそ天子と云ふれども其
無證據を以ていひわびらちなむとて公夫故後
世此時代の史子記すも此の心で或ハ魏ハ禪と受
占に之つて正統しやといひ蜀ハ心云く輩ハ漢亡
ひてハ劉備ハ漢ハ宗室しやに之つて正統しとい
云て未ダ其論判れひぬとしム○扱劉備ハ次ハ其
子劉禪と云々継り亦もハハとも愚昧ハ王
あはれさきも彼の孔明をよく劉備ハ遺言ハ字
アヤれとくしはれ忠義多盡し國字一統せんとい
ハ破れ入てハ丞相と云つて國治め出てハ將軍

と成て魏國を討ち辛萬苦しむるも運拙く
して其志ハ多中けもに死んぬア蓋して武侯と
云はて孔明ハ死んでハ國の勢い甚る衰へ程も
ハ魏の兵ハ攻入られて後主劉禪ハ降参しとる時
に孔明ハ子諸葛瞻と云者も手痛く戦て討死し扱
蜀漢ハ世ハ二代に之つて四十二年つくいふてハ
亦乃七ハ五年ハ御闕てハ神功皇后の攝政六十
三年ハ當る年の事ア○はる此蜀下仕へたは孔
明ハ云人ハ其軍術謀略ハ長し且其忠義德行ハ不
とハ犬うはわはるも之ハ知て云通われも支へて

此人の傳を委し陳壽が三國志朱子の通鑑に不見
牙て有り骨とある事實を撰ひて評しとるハ淺
見綱齋安正の靖獻遺言と古書に依てとるは
しいてんを乃らけり出師表と云父をんてみま
せり是ハ諸越の人モ孔明ハ出師表と讀み涙と
おとけぬ人ハそれ人必ず不忠の人なりんと云
ふる如き覺忽り身もふるハ此實にくく涙のこほ
せりぬと實意のよく見忽り文てこれ人生涯乃行
ひハららるら驚亂實に間然と事あるハも
孔子の後とつと一人ハ人と思しとる彼らら人乃

よく云説に五百年なくはくに聖人と出せや云々
こ乃説ハ去る足らぬと暫くよはしてハわく孔子の
後に身孔明かぞへらにあはるてハ諸越人乃言に
孔子以前無孔子孔子以後無孔子といつら驚亂
ハ孔子以後唯有孔明と思はぬ事てハ此項五雜
俎と再覽すれ身才足以撥乱者多驚而月用量足以
鎮俗者多懦而無為抱苦節身者必偏於容衆具通
達之識者或昧於修身諸葛武侯外綜軍旅內和人民
澹泊明志寧靜致遠開誠布公焦思廣益舉世之所難
之者而皆兼之三代以下一人而已矣と云てありま

きめ過る論てハカいてム又ホのころ或儒者の
作とる九經談と云書子見ハ孔明其伊尹傳説の
小なりもめて范蠡韓信張良とく是に比してそ
蔑如なるものなりし孔明ハ申不害韓非子ハ趣
と用ひよるも白壁不瑕とやり孔明若申韓と用ひ
るに所らふるは天下ハ三分ふとくハわては
ハははハにやいはるも三代の聖人やその道を
ら過と云の小言をやかれらハ例の儒者の時勢
時務ヲ知らぬ論多ムと云と云こ乃三國の時令
ハ對雄大賊蜂乃如ク起て中々文王や周公且ら

乃けハ仕法ハ少ク事ハ孔明ハ其ホ以知てと云に
もつて時勢相應に申韓ハ風とや比しものてム夫
も何かりち申韓ハいひ遺しハ説にてもとハハ
けれと自然に符合しこのてこれハハハハハハハ
からんもけハある夫ハ迂遠なる腐儒者ふとの知
は事てハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ
ハ活物ハ少くも嚴くも働かし其時相應に捉て
ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ
と魯昭公ハ夾谷に會しある時の計らひ又魯國の
政と執るハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

して知れぬといて、この理屈ばかりをいって、
さう朱子でけへるところのともむれ字ハ心得と
とみへては、遠くをいふ字、誹て大義氣湯の謬
ふ四君子湯と用ひるやうな物しやと云ふと、あ
はて、この九經談に作つた儒者ハ、いかん
字、信する所、なにもへもしくハ、孔明の篤實に
の闇弱、ゆゑ劉禪字も立て、其意、不背り、此慎て事
したるから、事ハあらぬて、手ぬは、いしり、あしや
セル、伊尹湯武、流し、劉禪字、放棄、ら殺し、もして
自立し、存分に、國を平にぬのしやとの事、も知れ

ぬ夫てハ、孔明が靈ハ、評は、れて、眉を、ひそ、た、事と
もて、ム、漢人、なり、ら、左様、心、無、支、入、故、大、和、心、の、入
不、は、へ、ぬ、め、ら、る、く、と、て、ム、扱、又、魏、乃、國、ハ、曹、丕、う、ら
三代、目、れ、王、曹、芳、と、云、う、時、に、其、臣、司、馬、師、也、云、者、曹
芳、が、位、を、廢、し、て、二、代、目、の、曹、叡、の、弟、の、子、曹、髦、也、云
と、立、て、五、と、ふ、し、五、年、計、り、有、て、是、も、又、司、馬、師、の、弟
乃、司、馬、昭、と、云、者、を、殺、さ、し、其、次、乃、元、帝、曹、奐、と、云、う
時、亦、司、馬、昭、の、子、け、司、馬、炎、と、云、者、又、例、の、如、く、迫、て
先、帝、受、禪、の、例、に、於、ら、ひ、王、を、廢、し、て、位、を、篡、は、て、是
後、晋、武、帝、と、云、て、ム、又、吳、國、は、孫、權、の、五、代、目、の、孫

皓也古者の世も晋へ降参して爰て、三國ハの
しらも亡び晋ハ世と云下一統したて、六世ハ應
神天皇ハ御代十一年に當るて、〇此魏と晋の
代とのころにハ清談と云と專ハ流行て夫ハ々の
許由巢父と云者とも、の古ハ口と曰、
其行も
も贖も乃て何らい、此をけに太平樂多いひは
けと放曠小して行を慎ま、大酒以くらひ世小を
けとは事業として、やこゆかしけ、
人ハ思へせ
んとし、いともく憎或ものて、
うのいむゆ
竹林の七賢人ちと云、夫て、
具原篤信の和漢名

數と云も、ハハ、
謂ゆる七賢と評して放蕩無頼
るほ者とも、故賢人々云へ、
事て、
いハ、
置
はし、多か、
尤、
たて、
殊、
其、
下、
心、
も、
皆、
口、
と、
異、
に
し、多、
い、
か、
小、
れ、
多、
南、
之、
は、
た、
た、
者、
て、
ハ、
千、
百、
年、
眼、
と
云書、ハ、
い、
へ、
る、
ホ、
と、
く、
こ、
の、
風、
俗、
も、
晋、
ハ、
は、
し、
は、
け、
多、
事、
て、
も、
か、
く、
は、
ハ、
漢、
の、
末、
ら、
ら、
ら、
く、
は、
や、
う、
の
人、ハ、
有、
て、
仲、
長、
統、
と、
古、
の、
志、
字、
見、
ハ、
し、
ハ、
詩、
ハ、
寄、
愁、
天、
上、
埋、
臺、
地、
下、
叛、
散、
五、
經、
滅、
裂、
風、
雅、
と、
云、
は、
鄭
泉と云者ハ酒と好んで飲んぬり、乃死ぬる時に
同類に語て云ハ、吾ハ死ん、
ハ、
必、
陶、
家、
の、
側

に葬むは疾くハ百歳の後に化して成土となつて
幸に取らえて酒壺と成さなりハ實に我心を獲ん
と云て死んぬるや抑始免てハ又彼の七賢と云
輩も其下心ハ口と異よちて死ぬ此以と云わけハ
是も千百年眼ふいん少く七賢人の中ふ了阮籍と
云々のと評して此者世事成遺落しと云と云字以
て羨談と云ふから職と去て後しひやう子司馬昭
に大ひつかへてと云はる小人乃しわけてるの小
人惜偽千載の下掩ふへりらばものり何はか
此も以大人論と云字著して礼法に拘へる士以

視に處は蝨に比へる己り司馬昭に媚附むは
そ視の志らるや云仕業しやう幸にして火小焚り
るくと免りれい乃しやといひほしりけり
ふは評論てハ此後禪學流行して此のり多斯
風多暴々輩ハ皆禪に歸し白ふもの故清談のそた
り書くものさても又此餘風り御國迄に及んで既
小萬葉集にある大伴旅人卿ハ酒字譽られさる十
三首乃歌ふと云はへて此意て偽のりありても今
も御國ふされくらくあ風と好むり有て今は昔
驚亂り知つる醫者り或時煩つて死んたと云

ハそのいへる言不虎者死存皮へ者死存名皮以存
して人小敷れんも口托しく名と存して人の口不
かゝらんも詮らし吾ハ皮も存れし名も傳つしく
い比せやいふて病か愈て後篤亂おぼれ多書き記
しさとみせよ々ら余りのふは小篤亂りいよ
にへてこハ日頃見るにしく死るくとして名利
計るくはらはるぬらぬくか實小これいへる言
々本心であるかい名利はハ化ハかせ止免やらぬ
まよ是とに記しる為所ハ名所遣しよをふいと
事しやうそと南らなせおこんふ清談くは又と

六て刺に書支のときんやけへしとるそ心おらう
思はとらんアて口下いみせハさる心とも思ふに
れとも口おいお記し乃としてハ實小は心とハ
思をれぬとつかうて思ふ心字ハ知らぬ
ら云ひ遺して入に此心は知らしたひと云ふ名聞
心らち了やうよ見へるぞれハやはり名字求む
ると古ふものて口と心中相違り偽りともハ
うたるとか々世にハかやうけんうあわむかめ故
其真似赤やとせぬやうにと乃心てらんハ古ふの

てふ實尔勝ハ、留之れ事てム〇叔晋乃武帝の
世ハ一統し多やうく四五年も立つかいなやか
乃武帝司馬炎ハ死んでその次子惠帝と云ふ是か
時に其兄弟二十五人親族互ひに相殺し相奪て其
乱りつゝしと云ふ計りふん既ふ司馬倫と申せ
も其杯ハ位を奪て自ら皇帝と稱しまた惠帝ハ妻
と賈后と申しさるゝ惡夫人て其太子り自分ハ
継子たるが故ふ是れ殺し其内とうとう惠帝ハ弟
の司馬越と云ふ者の為よ毒害せらるゝてんはて
此惠帝り時に内乱り此の通りしやに依て國々ふ

一も謀叛人の起はさる事夥しく各一方の國とうし
はれたけて別に年号を立て天子しやと名乗るが
五人有てとんと一日も穂か南日ハふかにいふ
はる惠帝ハ毒殺せられ二十五人の兄弟りるゝ以
尔相殺し相奪て生に残つゝ者り只三人有て其
内司馬熾といふ者り王の位ふついで是も懐帝と
云てム是り時にも其親族たる司馬覃司馬延し云
子殺し杯も其内ふ彼の謀叛人の内漢乃劉聰と
云考是も實ハ其君と殺して國を奪はれはるゝて
有る所か兵起ちて晋の都洛陽といふへん入る

懐帝は擒にして殺さるゝて又其姓は司
馬鄴と云者と王乃位す名は是と愍帝と云てハ
扱ふに愍帝の時にも漢は劉聰の大いに洛陽をせ
めてとふく攻落しぬに因て彼愍帝へ降参に出
ぬ所り劉聰ハ七色に擒にして國へ歸り我ハ臣
下とも不酒を吞む時今は天子と名乗るとは
ころりや愍帝ハ不勵と云て又蓋と申て位高に者
杯も後や服乃方ハかほく團扇の様ふ者乎人ハ捧
けはせて飾とをるその持人ハしり何りして終
に殺しむてムりの司馬炎武帝ハ魏の王位を奪は

て外ら此愍帝はて四代五十二年の間一日も穩り
るは日と云はるる晋の代ハ一旦亡て仕まつて
ムこれ西晋の代と申是ハ御國てハ仁徳天皇の
御代と云し是ハ四年にあふは年乃事と云○叔漢
の劉聰ハ愍帝を弑して後晋ハ一族に司馬睿と云
り有て王の位にたは是と元帝と云て又云と云り
後晋東晋の代と云ゆと云ム○はて此元帝ハ後六
人目の王と司馬奕と云是ハ時の大臣に桓温と云
り有てひそり王位と云と云んやすはの志か有
て其いハ言ふ男子不流芳百世亦當遺臭萬年

や申てこれ又彼伊尹の例と申て王の位は
廢し王の一族を司馬昱と云者ことへ老子の道は
好んむ無慾不見ゆ故は是と位を以て其れ多
簡文帝と申しては禪子受てよといつた所を
思ひの外にこれハ山はら申簡文帝ハ程荀人死ん
じけれとも其子不傳へ故桓温ハ大死に望み矣
はしてハ叔簡文帝ハ次成孝武帝と云ふこれハ位
ふつひさるる追に蜀趙燕涼と云國々も追々
亡ひ失ふふれ共只も一つあつたを秦と云國此と
ら猶残て尤帝と稱し國を争ひ漸くまへ乃四國

ハ亡ひ矢せとがと思へハ四五年もよくぬらふ
又其殘黨原ハ後燕後秦西秦後涼西燕南涼北涼
南燕西涼大夏北燕北魏と云國号を立て各々一
大國にして帝と稱し別ハ年号を立て國多あら
とい其大乱いふ計を以てハ其内孝武帝ハ張貴
妃と云妾の爲るところは北多ふハ○けて其次乃王
子安帝と云是ハ時ハかの男子なくや云て伊尹や
堯舜ハ受禪の例にやとつけて其志とはたさるん
と桓温ハ子の桓玄と云もハ父ハ志して續て安帝
ハ威權を以てたしうら免位を禪らして奪は

凡て云○叔劉劭ハ父也君也と云文帝ハ殺して
自立しよは所ろ又其弟劉駿と云者兄劉劭ヲ殺し
て位に法いゑてム是子孝武帝と云所ろこも云て
十二三年をりりも云はてははた十二の國別に
年号を立て天子と名乗ればおろ者とも追て七
ひて其内北魏と云國をりり勢ハ強くはひく
盛んしたつてム○叔孝武帝ハ次ハ王ハ則其長
子で名字ハ劉子業と云位につひて其年直々臣下
の者とも云は弒してはへ乃文帝り十一人目の
子劉或と云成たてて是後八年はりても代と有て

死んてム明帝と云此明帝ハ次ハ其子劉昱と云
ハ位つて六日目じ其臣蕭道成と云者ハ此を弒
して王の身に劉準と云位ハはけふと順帝と
云又此順帝ハも三年目ハ蕭道成ハ彼先帝ヲ受禪
の意ともはる無理にハはらせりて位ハ奪ひ程重く
是子弒し甚しい事ハ其親族はてを殺し盡しよて
ムホくに於て宋の代ハ七ひてム先祖劉裕武帝
ハ東晋ハ君二代と殺して位ハ奪てこのハ八代
年數々五十九年てふ亡ひてム御國てハ雄略
天皇の二十三年にあたりてム○叔蕭道成ハ其君

二人を殺して王位をとりて國に号す。齊の高帝
と云ふ是の事ては位を奪て四年目小死て三代の
の王子昭業を云々位に授けり。三年直小高帝蕭道
成の子鸞と云者是と弑して其王の弟昭文と
云と位につけ未四月も立ぬうちに又是を殺し今
度自立し王と云つては是は明帝と云王位をぬ
れんて五年め小死んてその次れ王の名を寶卷と
云位につけて三年めに其末の弟宝融を者是と弑
して位を奪つて云は是は和帝と云此和帝も又其
年の内小々の臣蕭衍と云も此に云るはれて國も

うはけて仕はれて云々に於て齊の代ハ七
とてハ高帝蕭道成より七代もへて二十三年續
てハ御國てハ武烈天皇乃御代と云はす四年小
當り年てハ○北蕭衍ハ其君和帝とハ例の堯舜受
禪乃り云々以て云ひて云へりと受けて是と殺
し位を奪れて代の号をハ梁と云ひ梁の武帝と云
ハ云北の事てハ夫てハ此王ハ佛法ハ好て
夫故に大々小此ハ亂れりとも致し既に達摩杯も
此王の時ハ天竺より漢土へ来りてハ○北此武帝
より次れ王ハ簡文帝と云是り代小侯景と云もの亂

多々して簡文帝及其太子と弒して位を奪へ自漢
帝と稱しよは然る數月とよくぬうちに此候景も
陳霸先と云者の名にうら破らる其臣より若小弒
けりてさて武帝が七人死乃子則簡文帝が為小ハ
弟亦は蕭繹や云者位を以てこれと元帝と云此
元帝も乃魏や云國より攻入らきてはくり孫
降参してはいに殺されしハ○にて元帝の子乃
方知と云字か乃侯景より破はるめ陳霸先のこ
らにて位を以て若小と敬帝と云小敬帝の位ハ
ついで三年目に陳霸先ハ例ハ如ハ無理ハ禪らせ

て國とつゝいほいてこも成殺し爰に於て梁代
ハ七いぬしハ王ハ四代年數ハ五十六年はくい
てハ是ハ御國てハ欽明天皇の十八年ハ當りはす
ろ○叔陳霸先ハ彼堯舜の例と以て王位ヲ奪ひ夫
のみふらす其君子弒し代號とハ陳とハ云陳武
帝と云ハ是よりして是より二代目の王の時ハ武
帝か姪乃陳頊と云者是を廢して其位と篡つて王
とれりこれと宣帝と云此宣帝ハ次の王より代に隋
の楊堅と云に攻入られて陳の代ハ七ひたてハ王
より五代年數二十三生ハ間ハ御國てハ崇峻天皇

の御世を乃しと云元年に當り年て云○はて隋楊
堅ハ陳を亡して國一統致し隋の文帝を云ハ是
り事て云所り此太子小楊廣と云者父文帝より病に
伏たり時父ハ寵愛乃陳夫人より云子犯さんと致し
さるとと父文帝にあられ是れよつて父の文帝子
殺し又兄ハ楊勇と云れも殺して自王となりつて
云隋の煬帝と云ハ是れとて古今未曾有の奢り子
極欠り王て云夫より又々國中大に亂れ國号年
号と立 帝と稱し王と稱せり者夥し云所の女は
所ハ煬帝ハ臣に李淵と云者謀叛と起し煬帝ハ

一云めて太上皇と致し云江都と云ハ所ハ
了所ハ煬帝ハ其江都て我に法成たり者共ハ為
縊て殺はれりて云○叔李淵ハ煬帝ハ殺し云めて
文帝ハ孫の楊侑と云るを王と致し半年計り有
て例の如く云りけり其禪と受りて云ハ云く於て
隋代ハ云へり三代三十八年續て亡りて云是ハ
御國てハ推古天皇乃御代也云はれす二十六
年小當りて云御國をて始てからへ御使を遣はれり
るり此隋代の事て云○叔李淵ハ王位と禪りり
に云りて云ハ云ハ云り實ハ吾二男李世民と

云々此の先に依り國王の位を篡奪したのである是も
 唐代の号は唐とありは唐乃高祖と云へ此李淵の
 事てふは、に又隋の旧臣とも打寄て煬帝の孫の
 侗と云ふ位につけし處り是も又其臣王世充と
 云ふもの殺して夫ふかハる然とも是ハ唐の高祖の
 二男世民を為さ七はと云てハ一体此世民と云ハ
 余程ハ器量もので父にかはつて諸國を敵なくひ
 らけ遂に其兄建成と云り太子に立てたはさる事
 彼周公且り其兄管叔を殺しし例に引てこれに
 射殺して二男をら太子とふはさてハこゝくに魏

徴と有りありて是ハ世民の兄の建成に仕へるは
 者て世民を行くハ兄の爲にふらぬものなる事
 を察して建成より死て世民となりんと致し
 多は所り其内ハ世民の兄建成と殺ししめり
 魏徴ハ又世民の仕へて唐ハ賢臣と稱せらるる
 ぬハ此魏徴てハ○叔唐の高祖李淵の次ハ彼世民
 の位にけいて名にとハ唐の太宗と云て世と一統
 してと治は漢土大和乃儒者の賢君しやこれに
 く尊む王ハ此世民か事てハ既尔是り世は色々
 此しけはの有ふ事としりしる書ハ貞觀政要

とてあるにけし人儒者乃稱羨いふをしのて貞觀と
女小ハ則この王の代乃年号てハ其殷周三代の次
に自慢を事てハ○この太宗の次の王ハ高宗ヤ
云ふ父太宗ハ死んで後其方人と云て則父ハ妾南
曰武氏といふ容顔甚白麗しハ年々二十四て尼と
成てとけしは所々高宗の夫を還俗とせて本より
ハ后と廢して其武氏多后とらし此も武后とい
よてハ子より四人はし出来てハ所り此武氏とい
ふハ甚女の惡夫人て高宗を殺て后子とし免
其外の夫人れも殺し又本より太子小立てとけし

了李忠といふを廢して自分ら生ん白了弘と云ふ
と太子と致したる所々亦れハ母を似を仁もあて
孝も所にたふ武后れ氣に入らぬと多これ毒
殺し其次の子賢ヤ云ふ太子に立の所り是も又
捨て遂るハ殺し三人目の哲ヤ云ふ太子に立
てハはて高宗ハ死んでこハ哲の位についふ了處
ハ其翌年武后亦ハとを廢して末子れ且と云と立
ハ南れヤも實ハた乃れ自ら位小つたつといハ唐
の宗室を殺し盡し國号ハ周と立て自ら皇帝と稱
し僧懷義と云ふハ其外も張易之張昌宗といハ

兄弟の羨少年が寵愛し其外淫犯を八んりさうん
由る悪行も書記盡し古は冬は礼ぬ程の事てん則
天皇后と云ふは是かしてん御國てハ調度天武天
皇の御代は未うら持統天皇文武天皇は御代あふ
りまア乃とさふんて後ハ狄仁傑と云ふのく
諫に従て先年廢して遠人の國へ流し置さる哲成
ふかりへして太子にとて夫てもおほくか悪行ハ
や次々年も八十二歳で死んでふとてふてりの太
子哲ハ位につめて是多中宗と云ふてん處うこれ
中宗乃右ハ韋氏や申てふれも夫にととらぬ惡

夫人て其淫犯の行ひと中宗に知られふりにては
て夫ふて國王なりと云ふ中宗に毒とをばして殺
し己色又則夫り如く位を奪つてん處う先年一
寸王の位ににひて則夫ふしむてけられさる相王
且と云ふ子の隆基と云ふの兵た起して其惡夫
入韋氏を殺し其父相王且と位にはあふとる睿宗
と云ふてん此睿宗う次と其子隆基ハ位ふついで
彼名高知唐ハ玄宗と云ハ是り事てんこれ玄宗位
にはいて始免の程ハく諫々とも用ひゆふ其行
ひもよりはさ處ハ位下れむと年久しりけさ故う

段々奢りかたいて来て五雜俎小玄宗の時長安東
都兩宮をんと四万人とや古今掖庭の盛んふ
る是も過ぬはハあらしとちるかやの存倭臣とも
はふふりとい其子李瑁か妻のしかも十年來もそ
けてまはは揚貴妃と云ふ美人を引ぬくして殊
の外に寵愛し甚く乱るへ云々李林甫安祿山楊
國忠杯云小倭臣ともみふらふはれ終に彼安祿
山ハ謀叛を起して大に國を乱る玄宗ハとうく
都と出奔致して云々所々付或徒ふも乃ともいさ
めてこの騷動の起りハ揚貴妃を寵愛しははかぬ

多こはさふ事しやふ因て是と殺して忠義の者と
もけはけをハ治はるまいや無理を勸めて揚貴妃
をハ馬嵬原中女所て謚り殺し蜀と云國へ逃ぬ
て云是ハ御國てハ孝謙天皇乃御代小わさるまを
○桓玄宗ハ蜀へ出奔跡て太子の李璣と云小り
王位について是と肅宗と云ふ是ハ時小終に安祿
山とハ誅しはれとも外に謀叛人々多くハ此後
ハ代々安らりふと云ははる事も云々此肅宗の死ん
て後に其妻張皇后と云ふハ其臣李輔國といふハ
殺はさぬ肅宗ハ次ハ代宗といふ王も其次の徳宗

と云ふも都の進つはらハも其次の次於憲宗と
以ふハ官者張弘忠と云ふものに毒殺せられ憲宗々
次のつれおほ敬宗と云ふ王ハ官者劉克明と云ふ
者の為に弑せらるも其次乃文宗と云ふ王ハ時南也
小至つてハ別して宦官の勢ひかほをくむわ王も
是字もておほし既尔文宗ハ進習の者ふふにひて
昔周赧王や漢ハ献帝ふとハ強臣の為に制せらる
ハ朕ハ家奴ハ制せらる程ハ事故大さふ分は
てわめく云ひ又此節尤も河北のや云ふハ大敵の
有とふれともぞれ多退治をくむハ朝廷ハ朋黨

と退りけるところかむハと云やと毎に申したふと
れとて是くハ次ハ乃王共たハ皆宦官等々く々ら
いて位ハ附るやう事多ム一日も君臣の間ハ平
和なる事々々文宗死んで後其身李渥と云者官
官の者共々相計て太子ふふろし王位にはは是ハ
武宗と云ふハの武宗から四代目の僖宗と云王ハ
又謀叛人の為ハ都の進をとられ七乃末年にハ國
中大に乱れて中ハ制を了とも出来ぬやうふふ
し僖宗ハ次の王ハ昭宗や云ハ昭宗ハ時に彼宦
官等々乱れ起して唐ハ宗室ふ了諸王十一人ハ殺

昭宗とハ小陽院と云所へたしと先づくム所ハ朱
全忠と云もの大もハもと盗賊て所つゝさう兵と
たこしてか乃官者とも残らせ殺し流らして已
き又昭宗はしはとんで逆威字ふるひ終に昭宗と
殺し流して又太子李裕多始め昭宗の子九人殺し
し流ち来ハ子李祚と云位ふはけて是も哀帝と
云へ其年の十二月朱全忠ハ先代の昭宗の右何
氏と云多も又例の如く王とせはけて堯舜の例の
如くうへと禪らせて國と篡ら程南く是と殺し
てハ爰に於て唐の代ハ根こどけ亡びすへて王

數二十代二百九十年續いて名高死唐の代も根こ
そけ亡びてまゆはむてム是ハ御國てハ醍醐天皇
の七年に當りぬとこれよて後代子五代と申す
てム○扱彼盗人の朱全忠ハ君子殺し君其妻や子
共ふとれも彼是十人の余多殺し自ら王とふて是
か代と後梁と申し又ハさう事ハ後梁の太祖と云
てム但し此時にハ國々大或小乱れたはて別ハ年
号ハ立る我ハ天子ハ國王と名もの了りの夥
しム各々牛角に争けて一日も安死日ハハしかはぬ
了所ハ其内に後梁の太祖朱全忠ハ其子友珪と



去者殺して自立致しよてハ處と又其弟友貞と云
もの兄友珪と殺して位につくこれ子朱帝といふ
後唐は莊宗が為り亡けられ此後梁の代ハ多
二代年數十一年目て七ひよてム○扱後唐の莊宗
ハ後梁と亡し三年よして其臣郭從謙と云ふもの
小殺され是より四代目の王ハ其臣石敬瑭と云ふ
もの攻られて自焚死んで爰て後梁ハ終ひ
てムすへて四代年數十四年之間てム○はて石敬
瑭ハ其君を殺し王位と奪ひ代り名とハ後晋と改
め此以後晋の高祖と云ふ此次の王出帝と云ふ

時に夷狄と賤しむは契丹と云ふ國ふわろがされ
よてム後晋の代ハ二世十二年之間てム○こゝハ
後晋の臣不割知遠と云ふ有る自立して王とふ
り代り号字後漢と云ひ後漢ハ高祖と云ふ是ハ次
と隱帝と云ふ此隱帝ハ其臣郭威と云ふ者小弑せ
らるる爰小終て後漢ハ代ハ二代四年よして亡む
てム○扱郭威ハ其君を後漢乃隱帝を亡して國
号と後周とよて後周の太祖といふハ是ハ事てム
此れハ次ハ世宗といふ世宗ハ次の恭帝といふハ
時ハ其臣趙匡胤と云ふ者禪と受て王位に據る實

ハ恭帝ハ此時ハつゝ七歳ノ事シヤに依テ其受禪
モまた今迄ノ例ニハト明クテハ後周ノ代統テ三
世ニ數十年ルシテ不ろひと多ムホカ御國テハ
村上天皇ノ天德四年以テム〇扱右申シある後
梁以下後唐後晋後漢後周以テハ五代ノ世ト申テ
ム五代總テク年數ヲ五十四年ルラテト流クろ自
ん多テム〇以テ趙匡胤ハ後周ノ禪多受テ國王ト
カレ國号ヲ宋ト云ハ宋乃太祖ト以ハ是ノ事ト
ム但シ宋ノ宋乃代ヤラツテも國中猶ハ一統
致レテスヘハつゝ今以テ國以争ヒ各々年号ヲ

立テ天子ノ名表テトス只其内宋ハ代々ノ國王ノ
都ルル所ニ居ル故正統ノやうにハ申モもの
ノ實ハ漢土乃正統ト云ふハ更ル無證據ノ事テ何
も是ハ〇しハ正統ト云ふハ更ル〇ヤ
致ルンテム尤彼國ホ正統ノ傳ハる徴シトシテ
大切ニル物カ有ルトモハ上古ニ夏禹王ノ國ト
有ルル物ヤせんトモ鼎ト九片鑄テ夫成禹
王カ子孫代々持傳ヘテ夏桀王ノ時以テ持傳ヘ
る所リ殷ノ湯王ノ桀王ヲ亡カシテ殷も又代々是
ノ國字傳ヘル宝トシテ殷ノ紂王ノ時以テもち

つさへ紂王の周成武王よ亡はれて後武王の其鼎
を巴の都を必所へ移し周も又代々是は大事にし
てたけ多所り秦始皇が周を亡して又彼鼎を我國
へりけらんやと必處り道て其内一は八鼎と泗
水と云ふ川へ取落し底牙沈んで取上ふ事り南ら
ぬがこて是は天命り秦に歸ふたためて八南ら秦は
國王尔す事と天りいやりつゝの去や杯と云て
秦の代ハやうく三代て亡ひは事杯と云出し
て儒者ハ仰山小此鼎れと事申ふれともうん
此々亦ハさかく禹王の鑄物師に鑄らせは人

作とも入作は大造の事と云い銅鍋の大紀の
物成初に天道様々亦ん亦も乃と世話をやりけは
やうものか悪くしけん事計り儒者も小利口も
事字云ふかと思へ思ひの外に亦ん亦あはる
去てわろ一体儒者ハ秦は始皇子ハ死かひ亦出
し多やうに悪しを申すけれとも湯王や武王の
ハへと飾り又人に用ひらきんとしるうつくし
れと字云ふ残る後の世と欺いて孔子の謂ゆは似
て非有る者ふらへてははしも憎むまてのとハ
あわてム殊も秦の始皇り次小世字有はさ亦虞の

代にもし次今の清に至るはて始皇が為初免ある事のみともちひ邦建の定と止て郡縣とし井田と止免又皇帝と去小号又天子自ら稱して朕と云ふ杯け類ひ千里乃長城に築く時や已る勝手不なる事ハ盡く用ひて彼堯舜禹湯文武らか遺訓の書不記せらるゝくくしれたともハ用ひる顔もして此したはれたとも實ハ一向にもちひそ只其存るはつは用ひて以るは堯舜が受禪のは孫伊尹ら廢立は湯武ら放伐是ハ勝手にて治し紀事故代々の王ともみら見事不是多や法ている計で的事

しや然るは儒者なと朝々ひに漢籍計り多轉て成つてか様の詠詞辨へぬり免はむせうに何と云ふと秦乃始皇が詠詞笑しひては祖し其誹る元乃起てとふしはと考へる所り此ハ始皇の時不儒生共り時務も知らるは了校意とのみ去ひとり憎しとて其世の儒生四百六十余人多生ふらら土中不埋殺られ免はとの恨めしく其時に埋残されは儒者共り逃吠にせしりそ免後の彼一犬不山とへ万犬其聲不徒少とか云如く後世の儒者か詠り傳へて前後れ事實不辨へもる

証るてム○扱秦の始皇ハ彼鼎と引取てハ見右
ハ共其内一は字水乃中へ北はことし右氣にか
つこと見へて其後彼卞和と古者乃沁ろつる玉
と印小楯へ夫への悪人李斯と古者に受天子命
皇帝壽昌なり何しう之事候か々せ彫工師阮孫壽
と古者小ほらせて是名玉璽と古何乃ともか々
始皇の印判しや但し此始皇の以前はハもへて
印字璽を申して博く誰かのたもいれと者てム夫
ハ周礼に璽節と有のハ彼人の預つてハ印判割
符といふ物又左傳小璽書と有物ハ魯の國の家

老の印字押た書付のとて舊くハか様に廣く誰か
印判のともト璽を申さふれ共此秦始皇の定り立
て國王や成て天子と稱了者此印のみ字璽と云て
臣下乃璽にハ印と云事成止さてム此始皇の定り
事にハハ様の隔り大ふ有既に朕と云と杯も唐て
古くハ廣く誰も申ふ事てム夫へ始皇ハ以来天子
と有者あらてハ言ぬ事不定候ふしる是も今以て
其形と用てれたるてム始皇の國ハ古く賤免られ
國故人小尊と思ハせんとしてか様に致せとてム○
扱始皇の三代目の子嬰漢高祖へ降参ふ出た

時彼玉璽と渡し是は漢の傳はて此玉璽を高祖の
蛇と切し釵を合て漢の世に王共代に國を傳るは
徴しと致しよて△處に彼王莽の漢の王位を奪ひ
了時尔王太后と云て漢主なるに袋々其玉璽と渡す
はいと去て王莽へ受取ふと云彼是争て王太后の大
死尔腹と立ててふと投ふ所を玉璽の耳の打つけ
めやて漢書採ふ大切けうに去て有るけれ共何の
事もらふ人の入作て實は蛸薬師て彫る印判と変
了事ハ南の谷重遠の言はる通りには違ひハ無い
て△是は御國の皇統の御徴しは三種の神宝に

比して申を儒者採もられ甚も賢く勿体な事
て夫ハ此方ハ學風の初に御開成さるは水戸
中納言殿光國卿の御内々仕つる栗山潜鋒が則
光國卿の心と心として論し置よ保建大記に具
お辨ら有て古道に大意を甲乙を通りハ事て實以
て同志年にも去て此者でも有る△叔右の玉
璽と釵とを彼亮舜風の受禪湯武の仕置乃放伐を
よほても夫は次の代々へ傳へて漢より魏へ
傳へり魏より晋へ受とわ右の宋は代追に持傳へ
是は正統に申しと致すけ共一向に其徴しのみ

ひもふと代く相殺し相奪ふ彼玉璽や劔以持さる
者成ハ王と立て手ハ指ぬや去事てもふんら所
謂虚器て何の役不立す夫に不しうつて取ふのく
らぬいのと去て騒ぐハ戎人の生殺意してハ笑し
るもてハ唐の國王の定りふ々國と奪ハる位と失
ふ所の事實不依て此方が真直不評に付やうぶら
ハ是事持て以て國と奪ハる也又前乃亡國の室しや
に因て實ハ傳國ハ玉璽ハむく亡國の玉璽と
去へ死者てハ夫しや不依てかハ上もれく不吉
る物て是と前ハ亡國から到さくつて嬉しうハ

調度關所物と取く喜ふやうとてハぬく穢らハ
しい事ハム

西籍慨論三之卷終

